

高知県高知龍馬マラソン開催費補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県高知龍馬マラソン開催費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的及び補助対象事業)

第2条 県は、高知龍馬マラソンを開催するため、高知龍馬マラソン実行委員会（以下「補助事業者」という。）が行う事業（以下「補助事業」という。）に要する経費に対して予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助率及び補助対象経費)

第3条 補助事業の補助対象経費及び補助率は、別表第1に定めるとおりとする。

(補助金の交付申請)

第4条 規則第3条第1項及び第2項の申請書及び関係書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 補助金交付申請書（別記第1号様式）
- (2) 事業計画書（別記第2号様式）
- (3) 収支予算書（別記第3号様式）

(交付の決定)

第5条 知事は前条の申請書による申請が適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をした者が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

(補助金の交付の決定の取消し)

第6条 知事は、補助事業者が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助の条件)

第7条 補助事業者は、補助金の交付目的を達成するため、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助事業の内容又は経費の配分（経費の内訳の変更による経費区分間の流用で、その流用額が総額の20パーセント以内の軽微なものは除く。）を変更する場合は、事前に別記第4号様式及び別記第5号様式による事業変更承認申請書及び変更予算書を提出して知事の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、別記第6号様式による事業中止（廃止）承認申請書を提出して知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業の収入及び支出を明らかにする帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存すること。
- (4) 補助事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められる者を契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (5) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (6) 補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律

第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して申請しなければならないこと。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の請求等)

第8条 補助事業者は、補助金の概算払の請求をしようとするときは、別記第7号様式による補助金概算払請求書を知事に提出しなければならない。

(実績報告書)

第9条 規則第11条第1項の規定による補助事業実績報告書は、別記第8号様式によるものとし、補助事業完了後30日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに知事に提出するものとする。これによりがたい場合は、翌年度の4月15日までに提出するものとする。

2 実績報告書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

(1) 事業報告書(別記第2号様式)

(2) 収支決算書(別記第9号様式)

3 補助事業者は、第7条第6号ただし書の規定により交付申請した場合は、前項の実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

4 補助事業者は、第7条第6号ただし書の規定により交付申請した場合は、第1項の実績報告書を提出した後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額を速やかに別記第10号様式により知事に報告するとともに、当該金額を知事に返還しなければならない。

(情報の開示)

第10条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例(平成2年高知県条例第1号)に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項に規定する非開示項目以外の項目は、開示するものとする。

(グリーン購入)

第11条 補助事業者は、事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

附 則

1 この要綱は、平成24年5月1日から施行する。

2 この要綱は、令和9年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第7条第3号、第9条第4項及び第10条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1 （第 3 条関係）

補助対象経費								補助率
共済費 賃金 報償費 旅費 需用費 役務費 委託料 使用料及び賃借料 公課費								定額

別表第2（第5条―第7条関係）

- （1） 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- （2） 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- （3） その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- （4） 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- （5） 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- （6） 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- （7） いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- （8） 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- （9） その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- （10） その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。